

# 北海道湧水施設衛生対策要領

## 第1 目的

不特定多数の者に広く利用されている湧水施設の定期的な水質検査などの衛生管理や有害物質及び病原性微生物等による汚染時などにおける措置並びに汚染防止対策を定めることにより、湧水施設の安全確保を図ることを目的とする。

## 第2 実施主体

この要領に基づく対策は、北海道（以下「道」という。）が市町村（保健所設置市を除く。）の協力を得て行なうものとする。

## 第3 対象施設

この要領において対象とする施設は、湧水、伏流水等（以下「湧水等」という。）を水源とし、管や樋など用いて容易に利用できる形態で不特定多数の者が飲用のために利用している施設（以下「湧水施設」という。）とする。

ただし、もっぱら居住者が生活用水を確保するための湧水等を居住者以外の不特定多数の者に利用させているものを除く。

## 第4 衛生確保対策

### 1 実態の把握

道は、市町村の協力を得て、湧水施設の利用実態の把握に努め、必要に応じて、湧水施設の設置者又は管理者（以下「設置者等」という。）から湧水施設の管理状況等の報告を求めるものとする。

### 2 衛生管理等

設置者等は、次により湧水施設の衛生管理に努めるものとする。

#### (1) 衛生対策

ア 湧水施設及びその周辺は清潔にすること。

イ 農薬、油類、各種薬品等湧水等を汚染するおそれのあるものを湧水施設の周囲に散布、放置等しないこと。

#### (2) 施設の構造

野生動物の糞尿汚染などを防止するため、必要に応じて、湧水施設に囲いなどを設けること。

#### (3) 維持管理

定期的に湧水施設の点検及び清掃を行うこと。

なお、貯水槽等がある場合は、年1回以上清掃すること。

### 3 定期及び臨時の水質検査等

設置者等は湧水等の安全を確保するため、定期及び臨時の水質検査等を行うこと。

(1) 湧水等の色、濁り、臭い及び味に異常がないことを毎日確認するよう努めること。

(2) 本要領別表－1に示す定期の水質検査を年1回以上行うこと。

(3) 新たに湧水施設を設置する場合には、使用開始前に、本要領別表－2に示す水質検査を行うよう努めること。

(4) 湧水等に異常が認められたとき又は汚染されるおそれがあると判断したときは、本要領別表－2に示す項目のうち必要な項目の水質検査を行うこと。

- (5) 設置者等が水質検査を依頼するに当たっては、水道法第 20 条第 3 項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行うことを原則とする。

#### 4 汚染が判明した場合などの措置

- (1) 設置者等は、湧水等が人の健康を害するおそれがあると判断したときは、直ちに使用を停止し、飲用禁止の看板を設置するなど利用者にその旨を周知すると共に、保健所に報告し指示を受けること。
- (2) 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明したときは保健所に報告し指示を受けること。
- (3) 保健所は、湧水施設の汚染を発見したとき、又は前記(1)若しくは(2)の報告を受けて、湧水施設に汚染のおそれがあると判断したときは、市町村に情報提供するとともに、施設の立入調査を行い、設置者等に安全対策を指導し、その改善状況を確認すること。

#### 附則

この要領は、平成 22 年 8 月 25 日から適用する。

#### 附則

この要領は、平成 26 年 4 月 4 日から適用する。

別表－1 定期の水質検査

番号	項目	基準値
1	一般細菌	集落数 100/ml 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下であること。
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下であること。
5	塩化物イオン	200 mg/L 以下であること。
6	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下であること。
7	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
8	味	異常でないこと。
9	臭気	異常でないこと。
10	色度	5 度以下であること。
11	濁度	2 度以下であること。

別表－2 給水開始前・臨時の水質検査

水道水質基準全項目
<p>水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表の上覧に掲げる項目（51 項目）  ただし、消毒を行っていない場合にはクロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromオホルム、ホルムアルデヒド及び塩素酸（ただし、当該湧水施設周辺の湧水等よりこれらの物質が検出されているものを除く。）を省略することができる。</p>